

雑貨（第二層目以降に塗布する化粧品の基準を満たさないジェルネイル製品）の場合の表示について

特定非営利活動法人日本ネイリスト協会

2020年9月4日

表示（案）はあくまでも一例であり、「ジェルネイル製品」表示ガイドラインを遵守するとともに、製造元または販売元の責任のもとに、消費者に適切な情報を提供するため必須となる項目を表示すること。さらに必要と思われる項目を、適宜選択して表示すること。

表示の具体例（案）

消費者が視認しやすい部分に「爪に直接塗布できない」旨の表示と、「雑貨」もしくは「雑品」と表示を行うこと。

【品名】邦文表記

【色名】邦文表記または色調番号

【成分】例）合成樹脂（ポリウレタン）・顔料

【用途】第二層目以降の着色およびコーティング等

【正味量】●●mL または ●●g

【使用上・保管上の注意】

<例>

本製品は化粧品ではありません。開封後はなるべく早めにご使用ください。ジェルライトや照明器具等の近くで蓋を開けた状態で放置しないでください。使用後は蓋をしっかりと閉めてください。換気をしながら使用してください。火気の近くで使用しないでください。直射日光・高温多湿を避けて保管してください。乳幼児の手の届かないところに保管してください。皮膚に付着した場合は速やかに拭き取ってください。異常が現れた場合は、使用を中止し、皮膚科専門医等にご相談ください。

【硬化時間の目安】例）可視光 LED 30 秒／UV(36w) 2 分

【販売元 社名 住所 電話番号】

【原産国表示】

【識別マーク】

【JAN コード】